

令和6年度 第3回

国民健康保険運営協議会議案

日時 : 令和7年2月13日(木)

場所 : 帯広市役所10階第6会議室

目 次

1 諮問

(1) 国民健康保険料賦課限度額の改定について	1
-------------------------	---

2 令和7年度国民健康保険会計予算（案）について

(1) 令和7年度における制度改正について	2～4
(2) 被保険者数について	5
(3) 医療費について	6
(4) 保険料収納率について	7
(5) 医療費適正化対策について	8、9
(6) 国民健康保険事業費納付金について	9
(7) 1人当たり保険料賦課額・保険料率について	10

3 マイナ保険証への制度移行について

12

1 諮問

(1) 国民健康保険料賦課限度額の改定について

国民健康保険料賦課限度額について、中間所得者層の負担を軽減し、被保険者間の負担の公平を図る観点から、法定限度額の改定にあわせ賦課限度額を改定しようとするものです。

	改正前		改正後		改正額	
		法定限度額		法定限度額		法定限度額
医療保険分	65万円	65万円	66万円	66万円	1万円	1万円
後期高齢者支援金分	24万円	24万円	26万円	26万円	2万円	2万円
介護納付金分	17万円	17万円	17万円	17万円	-	-
計	106万円	106万円	109万円	109万円	3万円	3万円

適用年月日

令和7年4月1日

※令和7年度分の保険料から適用

○法定賦課限度額改定の考え方

法定賦課限度額については、被用者保険とのバランスを考慮し、当面は超過世帯割合が1.5%に近づくように段階的に賦課限度額を引き上げています。

令和7年度においては、医療保険分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の限度額超過世帯割合のバランスを考慮し、医療保険分を1万円、後期高齢者支援金分を2万円引き上げるものです。(介護納付金分は据え置く。)

○法定限度額・帯広市賦課限度額の推移

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
医療保険分	帯広市	63万円	63万円	65万円	65万円	65万円	66万円
	法定	63万円	63万円	65万円	65万円	65万円	66万円
後期高齢者支援金分	帯広市	19万円	19万円	20万円	22万円	24万円	26万円
	法定	19万円	19万円	20万円	22万円	24万円	26万円
介護納付金分	帯広市	17万円	17万円	17万円	17万円	17万円	17万円
	法定	17万円	17万円	17万円	17万円	17万円	17万円
合計	帯広市	99万円	99万円	102万円	104万円	106万円	109万円
	法定	99万円	99万円	102万円	104万円	106万円	109万円

2 令和7年度国民健康保険会計予算（案）について

(1) 令和7年度における制度改革について

① 保険料法定軽減基準額の見直し

低所得者に対する保険料法定軽減について、経済動向を踏まえ軽減判定所得を見直し、5割軽減及び2割軽減対象世帯の所得基準額を引き上げます。

	改正前	改正後
5割軽減	430,000円 + <u>295,000円</u> × 被保険者数 + 100,000円 × (給与所得者等の数-1)	430,000円 + <u>305,000円</u> × 被保険者数 + 100,000円 × (給与所得者等の数-1)
2割軽減	430,000円 + <u>545,000円</u> × 被保険者数 + 100,000円 × (給与所得者等の数-1)	430,000円 + <u>560,000円</u> × 被保険者数 + 100,000円 × (給与所得者等の数-1)

② 高額療養費制度の見直し

現役世代をはじめとする被保険者の保険料負担の軽減を図るとともに、セーフティネットとしての役割を今後も維持していくため、自己負担限度額を所得区分に応じて見直すとともに、所得区分の細分化を行うものです。

併せて、70歳以上に設けられている外来に係る自己負担限度額についても見直しを行います。

見直しについて、令和7年度から令和9年度にかけて段階的に実施します。

令和7年8月～各所得区分の自己負担限度額引き上げ

令和8年8月～所得区分の細分化

70歳以上の外来年間上限額の引き上げ

令和9年8月～所得区分の細分化に伴う引き上げ

70歳未満

定率引上げ (R7.8~R8.7)			細分化		R8.8~R9.7	R9.8~
区分	要件	月単位の限度額	区分	要件	月単位の限度額	月単位の限度額
ア	年収：約1,160万円～ (月収：83万円～)	290,400 + 1 % <多数回該当：161,100> 〔 252,600 + 1 % <多数回該当：140,100> 〕	1	年収：約1,650万円～ (月収：127万円～)	367,200 + 1 % <多数回該当：203,700>	444,300 + 1 % <多数回該当：246,600>
			2	年収：約1,410万円～約1,650万円 (月収：103万円～121万円)	325,200 + 1 % <多数回該当：180,300>	360,300 + 1 % <多数回該当：199,800>
			3	年収：約1,160万円～約1,410万円 (月収：83万円～98万円)	290,400 + 1 % <多数回該当：161,100>	290,400 + 1 % <多数回該当：161,100>
イ	年収：約770万円～約1,160万円 (月収：53万円～79万円)	188,400 + 1 % <多数回該当：104,700> 〔 167,400 + 1 % <多数回該当：93,000> 〕	4	年収：約1,040万円～約1,160万円 (月収：71万円～79万円)	220,200 + 1 % <多数回該当：122,400>	252,300 + 1 % <多数回該当：140,100>
			5	年収：約950万円～約1,040万円 (月収：62万円～68万円)	204,300 + 1 % <多数回該当：113,400>	220,500 + 1 % <多数回該当：122,400>
			6	年収：約770万円～約950万円 (月収：53万円～59万円)	188,400 + 1 % <多数回該当：104,700>	188,400 + 1 % <多数回該当：104,700>
ウ	年収：約370万円～約770万円 (月収：28万円～50万円)	88,200 + 1 % <多数回該当：48,900> 〔 80,100 + 1 % <多数回該当：44,400> 〕	7	年収：約650万円～約770万円 (月収：44万円～50万円)	113,400 + 1 % <多数回該当：63,000>	138,600 + 1 % <多数回該当：76,800>
			8	年収：約510万円～約650万円 (月収：36万円～41万円)	100,800 + 1 % <多数回該当：55,800>	113,400 + 1 % <多数回該当：63,000>
			9	年収：約370万円～約510万円 (月収：28万円～34万円)	88,200 + 1 % <多数回該当：48,900>	88,200 + 1 % <多数回該当：48,900>
エ	年収：～約370万円 (月収：～26万円)	60,600 <多数回該当：46,500> 〔 57,600 <多数回該当：44,400> 〕	10	年収：約260万円～約370万円 (月収：20万円～26万円)	69,900 <多数回該当：47,400>	79,200 <多数回該当：48,300>
			11	年収：約200万円～約260万円 (月収：16万円～19万円)	65,100 <多数回該当：46,800>	69,900 <多数回該当：47,400>
			12	年収：～約200万円 (月収：～15万円)	60,600 <多数回該当：46,500>	60,600 <多数回該当：46,500>
オ	住民税非課税	36,300 <多数回該当：25,200> 〔 35,400 <多数回該当：24,600> 〕	13	住民税非課税	36,300 <多数回該当：25,200>	36,300 <多数回該当：25,200>

※1 括弧内の金額は現行の限度額。 ※2 年収額は目安の額であり、実際の所得区分の判定基準には月収（標準報酬月額）等が用いられる。
 ※3 「+1%」とは、一定額を超える医療費に対して1%の自己負担を求めるもの。

70歳以上

定率引上げ (R7.8~R8.7)			細分化		R8.8~R9.7	R9.8~
区分	要件	月単位の限度額	区分	要件	月単位の限度額	月単位の限度額
現並 みⅢ	年収：約1,160万円～ (月収：83万円～)	290,400 + 1 % <多数回該当：161,100>	1	年収：約1,650万円～ (月収：127万円～)	367,200 + 1 % <多数回該当：203,700>	444,300 + 1 % <多数回該当：246,600>
		252,600 + 1 % <多数回該当：140,100>	2	年収：約1,410万円～約1,650万円 (月収：103万円～121万円)	325,200 + 1 % <多数回該当：180,300>	360,300 + 1 % <多数回該当：199,800>
			3	年収：約1,160万円～約1,410万円 (月収：83万円～98万円)	290,400 + 1 % <多数回該当：161,100>	290,400 + 1 % <多数回該当：161,100>
現並 みⅡ	年収：約770万円～約1,160万円 (月収：53万円～79万円)	188,400 + 1 % <多数回該当：104,700>	4	年収：約1,040万円～約1,160万円 (月収：71万円～79万円)	220,200 + 1 % <多数回該当：122,400>	252,300 + 1 % <多数回該当：140,100>
		167,400 + 1 % <多数回該当：93,000>	5	年収：約950万円～約1,040万円 (月収：62万円～68万円)	204,300 + 1 % <多数回該当：113,400>	220,500 + 1 % <多数回該当：122,400>
			6	年収：約770万円～約950万円 (月収：53万円～59万円)	188,400 + 1 % <多数回該当：104,700>	188,400 + 1 % <多数回該当：104,700>
現並 みⅠ	年収：約370万円～約770万円 (月収：28万円～50万円)	88,200 + 1 % <多数回該当：48,900>	7	年収：約650万円～約770万円 (月収：44万円～50万円)	113,400 + 1 % <多数回該当：63,000>	138,600 + 1 % <多数回該当：76,800>
		80,100 + 1 % <多数回該当：44,400>	8	年収：約510万円～約650万円 (月収：36万円～41万円)	100,800 + 1 % <多数回該当：55,800>	113,400 + 1 % <多数回該当：63,000>
			9	年収：約370万円～約510万円 (月収：28万円～34万円)	88,200 + 1 % <多数回該当：48,900>	88,200 + 1 % <多数回該当：48,900>
一般	年収：～約370万円 (月収：～26万円)	60,600 <多数回該当：46,500> 外来特例 18,000 (外来年間上限：144,000)	10	年収：約260万円～約370万円 (月収：20万円～26万円) ※75歳以上：窓口負担2割	69,900 <多数回該当：47,400> 外来特例 28,000 (外来年間上限 224,000)	79,200 <多数回該当：48,300> 外来特例 28,000 (外来年間上限 224,000)
		57,600 <多数回該当：44,400> 外来特例 18,000 (外来年間上限：144,000)	11	年収：約200万円～約260万円 (月収：16万円～19万円) ※75歳以上：窓口負担2割	65,100 <多数回該当：46,800> 外来特例 28,000 (外来年間上限 224,000)	69,900 <多数回該当：47,400> 外来特例 28,000 (外来年間上限 224,000)
			12	年収：～約200万円 (月収：～15万円) ※75歳以上：窓口負担1割	60,600 <多数回該当：46,500> 外来特例 20,000 (外来年間上限 160,000)	60,600 <多数回該当：46,500> 外来特例 20,000 (外来年間上限 160,000)
低Ⅱ	住民税非課税	25,300 外来特例 8,000 24,600 外来特例 8,000	13	住民税非課税	25,300 外来特例 13,000	25,300 外来特例 13,000
低Ⅰ	住民税非課税 (一定所得以下)	15,400 外来特例 8,000 15,000 外来特例 8,000	14	住民税課税 (一定所得以下)	15,400 外来特例 8,000	15,400 外来特例 8,000

※1 括弧内の金額は現行の限度額。 ※2 年収額は目安の額であり、実際の所得区分の判定基準には月収(標準報酬月額)等が用いられる。
 ※3 「+ 1 %」とは、一定額を超える医療費に対して1 %の自己負担を求めるもの。

(2) 被保険者数について

被保険者数は、被用者保険へ加入する者の増加や後期高齢者医療制度への移行などにより減少傾向であり、令和7年度も継続するものと考えられます。

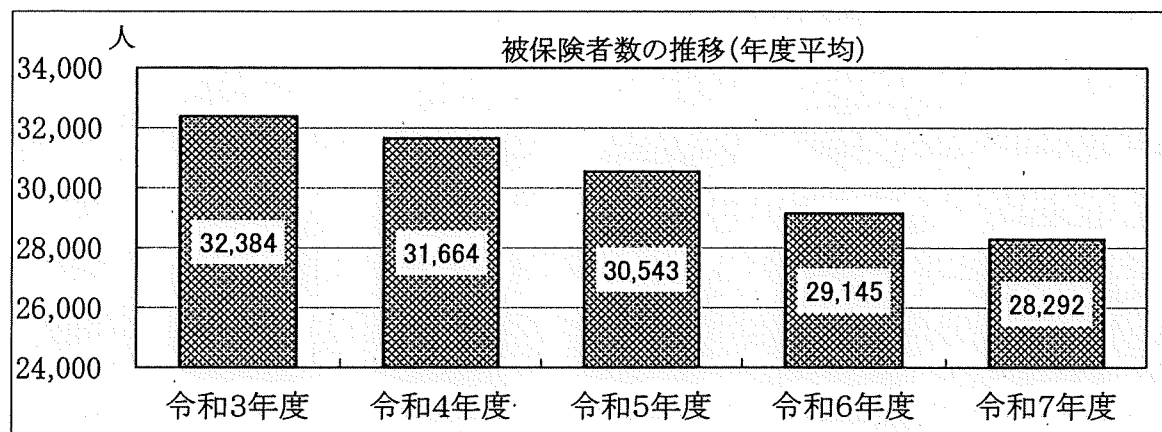
令和7年度は、令和6年度に比べ世帯数が705世帯、被保険者数が853人減少するものと推計しています。

65歳以上の被保険者(前期高齢者)も減少する見込みですが、全体に占める割合は高い状態が続きます。

【年度平均】

(単位：世帯、人、%)

項目 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	前年比	増減率
世帯数	21,616	21,365	20,890	20,142	19,437	△ 705	△3.5
被保険者数	32,384	31,664	30,543	29,145	28,292	△ 853	△2.9
未就学	794	786	744	677	636	△ 41	△6.1
就学～64歳	16,944	16,704	16,302	15,737	15,324	△ 413	△2.6
前期高齢者	14,646	14,174	13,497	12,731	12,332	△ 399	△3.1
65歳～69歳	5,896	5,518	5,122	4,888	4,712	△ 176	△3.6
70歳以上一般	8,299	8,225	7,951	7,432	7,195	△ 237	△3.2
70歳以上現役並	451	431	424	411	425	14	3.4
介護2号被保険者	10,245	10,019	9,787	9,507	9,579	72	0.8
1世帯当たり被保険者数	1.50	1.48	1.46	1.45	1.46	0.01	0.7
前期高齢者の割合	45.23	44.76	44.19	43.68	43.59	△ 0.09	△0.2



【年度末】

(単位：世帯、人、%)

項目 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	前年比	増減率
国保							
世帯数	21,517	21,159	20,518	19,649	19,236	△ 413	△2.1
被保険者数	32,099	31,133	29,864	28,771	27,874	△ 897	△3.1
市全体							
世帯数	89,551	89,908	89,871				
人口	164,349	163,219	161,387				
加入率							
世帯	24.03	23.53	22.83				
人口	19.53	19.07	18.50				

※令和3～5年度：決算 令和6年度：決算見込 令和7年度：予算推計

(3) 医療費について

令和7年度の1人当たり医療費については、過去3か年の伸び率を平均し、令和6年度対比2.86%増となるものとして推計しています。

医療費総額は、被保険者数減少の影響により、令和6年度対比で0.15%減の121億7,228万6千円となっています。

○医療費（療養諸費）の推移

(単位：千円、%)

区分 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	前年比	増減率
全体	12,447,492	12,562,082	12,590,072	12,190,722	12,172,286	△ 18,436	△0.15
未就学	189,414	179,094	198,368	163,851	141,224	△ 22,627	△13.81
64歳以下	5,215,279	5,142,837	5,377,332	5,268,731	5,263,120	△ 5,611	△0.11
前期高齢者	7,042,799	7,240,151	7,014,372	6,758,140	6,767,942	9,802	0.15
69歳以下	2,398,478	2,331,894	2,311,744	2,302,100	2,340,559	38,459	1.67
70歳以上一般	4,422,166	4,660,110	4,455,261	4,217,089	4,178,511	△ 38,578	△0.91
70歳以上現役並	222,155	248,147	247,367	238,951	248,872	9,921	4.15

○1人当たり医療費（療養諸費）の推移

(単位：円、%)

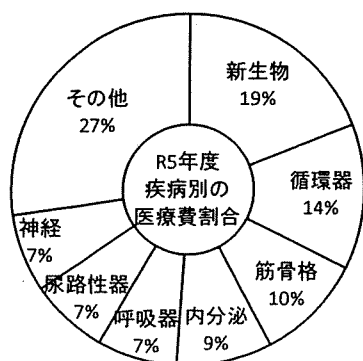
区分 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	前年比	増減率
全体	384,372	396,731	412,208	418,278	430,238	11,960	2.86
未就学	238,557	227,855	266,624	242,025	222,051	△ 19,974	△8.25
64歳以下	307,795	307,881	329,857	334,799	343,456	8,657	2.59
前期高齢者	480,868	510,805	519,699	530,841	548,811	17,970	3.39
69歳以下	406,797	422,598	451,336	470,970	496,723	25,753	5.47
70歳以上一般	532,855	566,579	560,340	567,423	580,752	13,329	2.35
70歳以上現役並	492,583	575,748	583,413	581,389	585,581	4,192	0.72

※療養諸費：入院＋入院外＋歯科＋調剤＋療養費

※令和3～5年度：決算 令和6年度：決算見込 令和7年度：予算推計

【参考】

○疾病別医療費



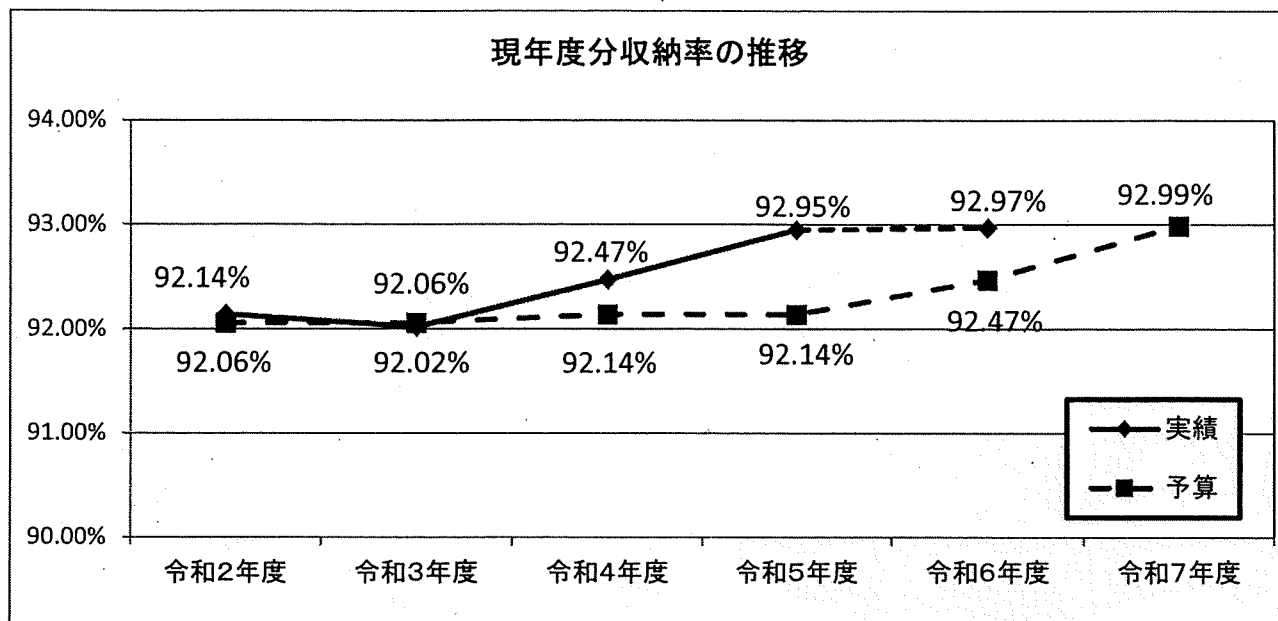
医療費の疾病別の傾向としては、H30年度以降、新生物が最も多く、その割合は年々増加しています。

【データ元】KDB疾病別医療費分析大分類R5累計

※上の表の医療費とはデータ元が異なる。

(4) 保険料収納率について

○現年度分保険料収納率の推移



※令和6年度の実績は、12月時点における見込み

○収納率向上対策

- ・ 徴収・収納業務を税と一元化して実施し、業務の効率化、市民サービスの向上を図る
- ・ 国民健康保険料の収納業務に特化した班編成を行うほか、北海道の収納率向上アドバイザー事業及び他市町村の事例を踏まえた新たな財産調査、滞納処分方法への取組
- ・ 口座振替普及率の向上(ペイジー口座振替受付サービスを活用した新規加入時の勧奨など)
- ・ 北海道が実施する担当者向け研修会等への参加によるスキルアップ
- ・ 納付のキャッシュレス化を導入し、納付環境を拡充することによる収納率の向上
- ・ 住民税未申告者への申告勧奨及び社会保険との二重加入解消への取り組みによる、保険料と資格の適正化推進

※1「ペイジー口座振替受付サービス」：専用端末で金融機関のキャッシュカードを読み取り、暗証番号を入力することで、口座振替受付の手続きが完了するサービス(平成29年10月導入)

(5) 医療費適正化対策について

①データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画に基づく保健事業の実施

高齢化の進行等に伴い、1人当たり医療費が増加傾向にあるなか、被保険者の健康の保持増進を図り、健康保険制度を持続可能なものとするため、健診結果やレセプトの情報を活用し地域特性に応じた健康課題を的確に捉え、課題解決に向けた保健事業に取り組みます。

データの分析に基づいた保健事業の実施計画を「データヘルス計画」と称しています。帯広市では平成27年度よりデータヘルス計画を策定し取り組みをすすめており、平成30年度からは特定健康診査等実施計画と一体的に運用しています。

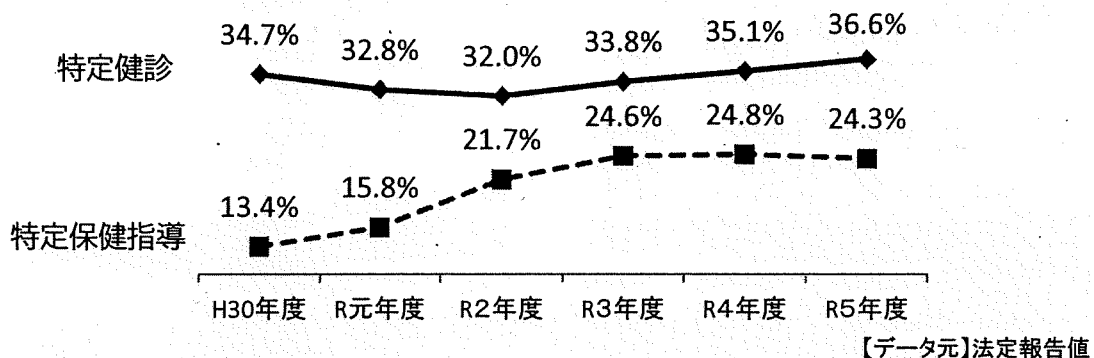
令和6年度から開始した第三期データヘルス計画(及び第四期特定健診等計画)では、さらなる特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上及び、糖尿病を中心とした生活習慣病の発症予防・重症化予防対策に重点的に取り組んでいます。

○具体的な取組

- ・ハガキ、家庭訪問、電話による特定健診の受診勧奨
- ・特定保健指導の実施方法の充実、指導の質向上の取り組み
- ・生活習慣改善の普及啓発
- ・糖尿病の発症、重症化予防事業の実施

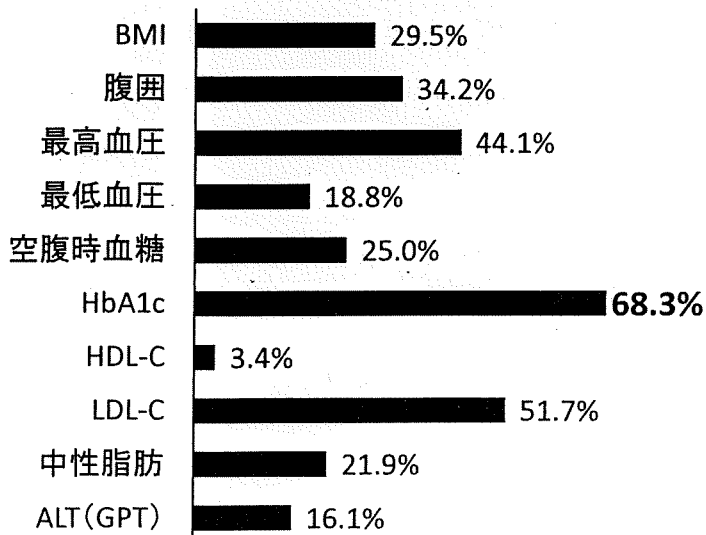
○特定健診・特定保健指導実施率の推移

特定健診、保健指導とも実施率は上昇傾向です。



○特定健診 項目別有所見者の割合 (R5年度)

「HbA1c」の有所見者の割合が多い状況です。



全国と比較すると、男女ともに、「BMI」、「HbA1c」の有所見者の割合が有意に多いです。

標準化比※		
	男性	女性
BMI	114.7	107.0
HbA1c	116.8	116.3

※標準化比とは

年齢構成の影響を補正したうえでの全国との比較。全国を基準(=100)とし、例えば「120」の場合は、全国と比較して1.2倍であることを意味する。

【データ元】KDB厚労省様式5-2

②保険給付の適正化対策の実施

医療費の適正化を図るため、重複頻回受診者等への指導や、ジェネリック医薬品の使用促進、第三者求償事務などに取り組みます。

○具体的な取組

- ・重複頻回受診者、重複服薬者、多剤投与者への保健指導
- ・ジェネリック医薬品の使用促進
- ・第三者求償事務の国保連委託
- ・医療費通知の送付

(6) 国民健康保険事業費納付金について

北海道全体で必要となる保険給付費や後期高齢者支援金などの総額から、国や道の負担分や他の健康保険からの交付金を控除した額が、北海道全体で保険料などで集めるべき額である「納付金」の総額となります。

「納付金」は全道市町村の被保険者の所得、被保険者数、世帯数などを考慮して各市町村が負担すべき金額が決定されます。また、令和7年度は北海道において、将来の道全体の赤字や納付金の急上昇に備えるため、道の基金に18億円を積み増しすることを決めたため、その分の財源も全道市町村から集めることとなりました。

令和7年1月15日に北海道から通知のあった、令和7年度に帯広市が負担すべき「納付金」は次のとおりとなっています。

	令和6年度	令和7年度	増減	増減率
納付金（千円）	4,708,579	4,561,607	△ 146,972	△3.12%
医療分	3,400,251	3,323,133	△ 77,118	△2.27%
後期支援金分	969,917	913,124	△ 56,793	△5.86%
介護納付金分	338,411	325,350	△ 13,061	△3.86%
1人当たり納付金（円）	178,630	183,698	5,069	2.84%
医療分	112,733	117,458	4,725	4.19%
後期支援金分	32,157	32,275	118	0.37%
介護納付金分	33,740	33,965	225	0.67%

北海道全体の納付金は被保険者数の減などに伴い減少しており、帯広市の納付金も同様に前年度に比べ減少しました。

一方で1人当たりの医療費が増加傾向にあることに加え、今年度は納付金に北海道の基金に積み立てる費用が上乗せされているため、1人当たりの納付金としては約5千円の増加となりました。

(7) 1人当たり保険料賦課額・保険料率について

○標準保険料率と実際の保険料率

納付金と併せて、北海道から「標準保険料率」が提示されます。

標準保険料率は、納付金の納付に必要な保険料収入を集められるであろう保険料率として北海道が定めた方法に基づき算定されたものです。

帯広市では標準保険料率を参考に、個別の歳入(一般会計繰入金や国・道補助金など)・歳出(保健事業費や過年度保険料還付金など)を加算し、収納率も実態に即したものに置き換えて、実際の保険料率を算定しています。

			令和6年度		
			標準保険料率	実際の保険料	差
			A	B	C=B-A
納付金			4,708,579	4,708,579	0
医療分	①		3,400,251	3,400,251	0
後期支援金分			969,917	969,917	0
介護納付金分			338,411	338,411	0
個別の歳入			1,022,348	1,280,138	257,790
医療分	②		854,157	1,070,222	216,065
後期支援金分			123,989	154,089	30,100
介護納付金分			44,202	55,827	11,625
個別の歳出			97,240	203,356	106,116
医療分	③		97,240	200,156	102,916
後期支援金分			0	2,205	2,205
介護納付金分			0	995	995
保険料収納必要額			3,783,471	3,631,797	△ 151,674
医療分	④	①-②+③	2,643,334	2,530,185	△ 113,149
後期支援金分			845,928	818,033	△ 27,895
介護納付金分			294,209	283,579	△ 10,630
収納率					
医療分	⑤		92.43%	92.83%	0.40%
後期支援金分			92.30%	92.73%	0.43%
介護納付金分			90.06%	90.62%	0.56%
賦課総額			4,103,002	3,859,204	△ 243,798
医療分	⑥	④÷⑤	2,859,823	2,683,910	△ 175,913
後期支援金分		※1	916,498	868,504	△ 47,994
介護納付金分			326,681	306,790	△ 19,891
1人当たり賦課額(円)			157,771	148,365	△ 9,406
医療分	⑦	⑥÷被保険者数	94,815	88,983	△ 5,832
後期支援金分			30,386	28,795	△ 1,591
介護納付金分			32,570	30,587	△ 1,983

※1 令和6年度の実際の保険料及び令和7年度の試算値については、保険料法定軽減分の補填である基盤安定繰入金等について、収納率で除さないで算定しています。

○1人当たり保険料賦課額

令和7年度の保険料率の算定においては、市の国保財政調整基金を活用する前の1人当たり保険料賦課額が前年対比4.82%増の155,509円と試算され、北海道が示す基準伸び率(前年対比2.44増)までの抑制に加え、令和7年度は北海道の基金に積み立てる費用についても、市の基金から捻出するよう整理し、1億4,120万円を基金より取り崩すこととします。

その結果、帯広市の1人当たり保険料賦課額(⑦)は前年対比1.14%増の150,053円となる見込みとなりました。

(単位：千円)

令和7年度			増減			
標準保険料率	試算値	差	標準保険料率	増減率	確定・試算値比較	
D	E	F=E-D	G=D-A	G/A	H=E-B	H/B
4,561,607	4,561,607	0	△ 146,972	△3.12%	△ 146,972	△3.12%
3,323,133	3,323,133	0	△ 77,118	△2.27%	△ 77,118	△2.27%
913,124	913,124	0	△ 56,793	△5.86%	△ 56,793	△5.86%
325,350	325,350	0	△ 13,061	△3.86%	△ 13,061	△3.86%
1,012,549	1,291,910	279,361	△ 9,799	△0.96%	11,772	0.92%
853,205	1,087,539	234,334	△ 952	△0.11%	17,317	1.62%
117,424	151,194	33,770	△ 6,565	△5.29%	△ 2,895	△1.88%
41,920	53,177	11,257	△ 2,282	△5.16%	△ 2,650	△4.75%
94,367	205,559	111,192	△ 2,873	△2.95%	2,203	1.08%
94,367	201,984	107,617	△ 2,873	△2.95%	1,828	0.91%
0	2,548	2,548	0	-	343	15.56%
0	1,027	1,027	0	-	32	3.22%
3,643,425	3,475,256	△ 168,169	△ 140,046	△3.70%	△ 156,541	△4.31%
2,564,295	2,437,578	△ 126,717	△ 79,039	△2.99%	△ 92,607	△3.66%
795,700	764,478	△ 31,222	△ 50,228	△5.94%	△ 53,555	△6.55%
283,430	273,200	△ 10,230	△ 10,779	△3.66%	△ 10,379	△3.66%
92.68%	93.37%	0.69%	0.25%	0.27%	0.54%	0.58%
92.60%	93.37%	0.77%	0.30%	0.33%	0.64%	0.69%
90.50%	91.55%	1.05%	0.44%	0.49%	0.93%	1.03%
3,939,296	3,672,399	△ 266,897	△ 163,706	△3.99%	△ 186,805	△4.84%
2,766,827	2,572,357	△ 194,470	△ 92,996	△3.25%	△ 111,553	△4.16%
859,287	806,783	△ 52,504	△ 57,211	△6.24%	△ 61,721	△7.11%
313,182	293,259	△ 19,923	△ 13,499	△4.13%	△ 13,531	△4.41%
160,862	150,053	△ 10,809	3,091	1.96%	1,688	1.14%
97,795	90,922	△ 6,873	2,980	3.14%	1,939	2.18%
30,372	28,516	△ 1,856	△ 14	△0.05%	△ 279	△0.97%
32,695	30,615	△ 2,080	125	0.38%	28	0.09%

○令和7年度の保険料率の試算値（3区分合計）

令和7年度の保険料率については、おおよそ次のように試算しています。

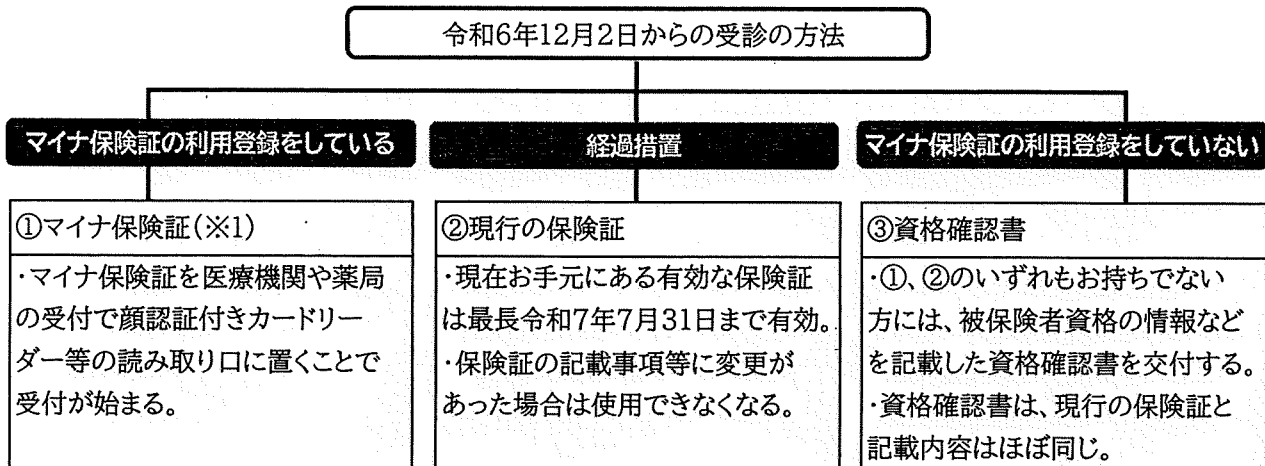
所得割 12.37%、 均等割 46,540円、 平等割 44,350円

3 マイナ保険証への制度移行について

(1) 概要

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)等」の一部改正により、令和6年12月2日より保険証の新規発行は行わず、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。

(2) 医療機関の受診方法について



※1 マイナ保険証をお持ちの方には、保険証の有効期限が切れる前に資格情報を確認できる「資格情報のお知らせ」を交付します。顔認証付きカードリーダー等が使用できない医療機関を受診するときは、マイナ保険証と併せて「資格情報のお知らせ」を窓口に提示します。

また、電子証明書の有効期間満了日から3か月の間は、通常どおり暗証番号の入力や顔認証等により本人確認を行うことを前提として、手元にあるマイナンバーカードによりオンライン資格確認を行うことができます。

(3) マイナ保険証の利用率について

	帯広市	全国
マイナ保険証登録率	64.2%(R6.11)	63.6% ※
マイナ保険証利用率	34.4%(R6.11)	23.2%(R6.11)
医療機関での運用開始率	95.9%(R6.1)	92.5%(R6.12)

※集計時点が異なる参考数値です。

(4) 令和7年度の資格確認書等の更新について

- ・ 現行の保険証の有効期限が切れる令和7年7月31日より前に、マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」を申請によらず送付し、マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を送付します。
- ・ マイナ保険証をお持ちの方でも、マイナンバーカードでの受診等が困難な方(高齢者、障害者等)は申請いただくことで、「資格確認書」を交付します。

(5) マイナ保険証に係る制度周知について

- ・ 広報おびひろ、ホームページへの掲載のほか、OCTVの活用などによる市民周知。
- ・ 市役所庁内掲示板等を活用した市役所関係課職員への周知。
- ・ 帯広市医師会、十勝歯科医師会、北海道薬剤師会十勝支部等へ文書送付による関係機関への周知。
- ・ 民生委員、介護施設、障害者施設への文書送付による広く市民への周知。
- ・ 各コミュニティセンターにチラシを設置。